

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書(変更実施計画書)

市 町 名	御前崎市			
事 業 名	御前崎市結婚新生活支援事業	所要見込額 ※(注)1	2,100,000 円	
実 施 期 間	交付決定日 ~ 平成32年3月31日			
地域の実情と課題 (これまでの市町における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述) ※(注)2	<p>御前崎市では、2015年度に「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に対する取組を実施している。本市では、子育て世代の経済的負担を軽減するため、ゼロ歳から高校生相当年齢までの子どもに対して医療費の完全無料化を実施している。また、就学前の子どもに対しては「子育て応援手当金」の支給も実施している。このような施策を実施しているが、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状である。</p> <p>特に、近年の婚姻数は減少の一途をたどり、平成22年に年間180件程度あった婚姻届出件数も、平成24年からは150件程度、平成29年には114件まで減少している。</p>			
市町における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け ※(注)3	<p>「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として若い世代が、安心して結婚・出産・子育てができる体制整備をすることとし、「安心して出産・子育てができるまちづくり」を基本目標に掲げ、</p> <p>(1) 出産・子育てに関する経済的支援の充実 (2) 育児支援体制の充実 (3) スクラム・スクール・プラン による教育力の向上 (4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現</p> <p>の取組を行うこととしている。本事業については、上記方向性の(1)に位置づけられる。</p>			
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	<p>「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標のうち「安心して出産・子育てができるまちづくり」における数値目標は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合計特殊出生率 1.72(平成26年度)⇒1.76(平成31年度) <p>である。</p> <p>本事業のうち結婚支援に係るものについては、「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において掲げる数値目標のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすいまちだと思ふ人の割合 56.3%(平成26年度)⇒70.0%(平成31年度) <p>とする。</p>			
参考指標 ※(注)5	<p>※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等</p> <p>婚姻数:109件(平成30年) 婚姻率:3.4(平成30年) 出生数:206人(平成30年) 出生率:6.4(平成30年)</p>			
事業内容	1 優良事例の横展開支援事業		所要見込額	0 円
	(1) 結婚に対する取組		所要見込額	0 円
	個別事業名		所要見込額	0 円
	個別事業名		所要見込額	0 円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		所要見込額	0 円
	個別事業名		所要見込額	円
	個別事業名		所要見込額	円
	2 結婚新生活支援事業		所要見込額	2,100,000 円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無 ※(注6)	無	「有」とした場合の事業名		

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。
- 3 「市町における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえ、市町における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町は少なくとも平成31年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書個票（変更実施計画書個票）

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援		
個別事業名	御前崎市結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ～ 平成32年3月31日		
所要見込額 ※ (注) 1	2,100,000円 補助率： 1/2 (交付金所要額： 1,050,000円)		
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※ (注) 2	<p>第2次御前崎市総合計画においては、「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」を将来都市像としている。</p> <p>【くらし環境分野】美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち 【都市基盤分野】市民協働による居ごちのよいまち 【健康福祉分野】すべての人が健康で安心して暮らせる支え合うまち 【経済産業分野】働く場所とにぎわいがたくさんあるまち 【教育文化分野】郷土を愛し未来を創る人づくり 【経営管理分野】市民とともに経営する自律したまち</p> <p>の6つの分野別基本目標を定め、将来都市像の実現を目指している。 本事業については、上記取組の【健康福祉分野】すべての人が健康で安心して暮らせる支え合うまちに位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※ (注) 3 国費を活用した事業開始年度：平成29年度 1. 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用に対する支援を行う。 2. 引越費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越費用に対する支援を行う。 【積算根拠】 7件（支給見込世帯数）×30万円（補助上限額）×1/2（補助率）=1,050千円 ・7件≒6.60件=①102件×②6.48% ①平成31年御前崎市婚姻件数見込（経年データから推計） ②平成30年婚姻件数に占める申請件数の割合 ③平成29年度支給実績 6件 平成30年度支給見込 7件		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※ (注) 4	・支給世帯実績／支給見込世帯数の割合：100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」：60% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」：100% <参考指標> ・広報の取組(市内各世帯への広報紙配布：7,500部、チラシ配布数：1,000部)	
	・県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※ (注) 5	静岡県の公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。	

<p>・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)6</p>	<p>不動産業者及び引越業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。</p>
<p>・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注)7</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)</p>
<p>・委託契約の有無及び契約方式 ※(注)8</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式 □③随意契約[事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]</p>
<p>・システム等導入に係る管財部局の確認 ※(注)9</p>	<p>※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有(取組名:) □無 □有の場合の担当部局:</p>

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町は、個別事業ごとに効果検証を実施し、県にその詳細な結果を県が別に定める日までに報告すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関連部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。